

文化財としての天然記念物

桂 雄 三¹⁾

地質鉱物あるいは地形的な視点から天然記念物に指定されているものを中心に、文化財としての位置づけと、天然記念物に指定された範囲での様々な行為を行う際の手続きについて、国指定の天然記念物を対象として紹介してみる。(以下の記述の多くは、自然保護年鑑平成1・2年度版及び池田・花井(1989)を参考とさせて頂いている)

天然記念物は文化財

現行の文化財保護法(昭和25年法律第214号)は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」(第1条)ことを目的に1950年(昭和25年)に制定された。

「文化財」は、文化財保護法により、次の5つに分類されている。

1. 有形文化財…建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料等
2. 無形文化財…演劇、音楽、工芸技術等
3. 民俗文化財…衣食住・生業・信仰等に関する風俗慣習及びこれらに用いられる衣服・器具等
4. 記念物…①貝塚・古墳等の遺跡、②庭園・峡谷・山岳等の名勝地、③動物・植物・地質鉱物
5. 伝統的建造物群…周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群=歴史的な集落・町並

「記念物」のうち重要なものについては、文部大臣が、前記①～③の区分に応じ、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」(特に重要なものは「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」)に指定し保護すること

ができる。ちなみに、特別天然記念物は、国宝と同じ位置づけになる。

また、都道府県市区町村といった地方公共団体も、それぞれの区域において保護する必要のある文化財について、条例により、教育委員会が指定を行って保護を進めることができる。

史跡、名勝、天然記念物の具体的な内容は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)」に示されているように、極めて多岐にわたっているが、いずれも土地、環境と切り離して扱うことのできない性格のものである。

史跡等の指定は、保護すべき遺跡、景勝地、動植物等が所在あるいは生息している一定の地域を対象として行われる場合が多いが、動物については、その生息する場所に関係なく、動物そのものを対象とする場合がある。これらのうち、特に自然と係わりが深いのは、名勝と天然記念物であるが、史跡にあっても広大な範囲が対象とされ、遺跡が自然環境と一体をなして保護されているものがある。

指定は、それまでの学術的な調査等の結果に基づき、全国的な見地から価値と保護の必要性の高さを判定し、所有者その他の関係者の理解と協力を得つつ(法律上は、所有者等の同意その他は必要とされていない。)文部大臣によって、文化財保護審議会に諮って、行われている。

史跡、名勝、天然記念物の指定は、1920年(大正9年)から行われているが(昭和24年以前は「史蹟名勝天然記念物保存法」、昭和25年以降は「文化財保護法」による。)1992年(平成4年)4月1日現在で、史跡1274(特56)件、名勝253(特26)件、天然記念物914(特72)件が指定されている。(特)はそれぞれ特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の件数で内数。)

1) 文化庁記念物課文化財調査官：〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

キーワード：天然記念物、文化財、文化庁、教育委員会、文化財保護法

地質関係の天然記念物の指定

このうち天然記念物は、学術上貴重で、わが国の自然を記念するものうちから重要な動物・植物・地質鉱物を指定するものである(特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準：昭和26年文化財保護委員会告示第二号)。わが国の自然環境と成立ちを語る上で、欠くことのできないものが、指定の候補となり得ると、解釈できる。

同指定基準のうち地質鉱物と地形関係の指定基準は次の12からなる。

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈澱物
- (9) 風化及び侵蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (11) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

この他天然記念物には、「保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域」として定義される天然保護区域という指定のされ方がある。

現在の学問レベルからすると、大時代の感は拭いきれないが、一応地球科学現象の全てを拾うことはできるようになっている。(個々の指定物件の指定状況やどの基準により指定されているかは、地質ニュース前月号の石原舜三氏による分類及び文化庁編集の「史跡名勝天然記念物指定目録」を参照されたい。)

現状変更等の制限

天然記念物の保護にとって最も基本的な考え方は、本来の姿、かたちを維持することである。したがって法律においても、天然記念物の悪化につながる原因をできるだけ排除することが保護の基本となっている。原因には、人為によるものと自然の営力その他の直接には人為によらないものふたとおりがあるので、制度上、個別に対応できるように配慮

されている。

いわゆる現状変更の規制は、人為的な原因に対して設けられた制度である。すなわち、天然記念物の現状を変更したり、保存上に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官(又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会)の許可を受けなければならない旨の規定が設けられている。

天然記念物は、内容・性格・現況等が多種多様であるため、現状変更等の規制内容は一律に定めるのが難しいため、法令上に許可基準の取り決めが明示されていないが、個々の指定物件ごとに、その保護に支障を生じないように、それぞれの価値・性格と具体的な現状変更の事例に応じて判断し、文化財保護審議会に諮って、許可等の処理が行われる。

開発などの行為はこの規定により厳しく制限されるが、学術研究が目的であっても、天然記念物に指定された指定物件の現状を変更する行為は、この規定に触れるものである。この規定は、例えば地質鉱物関係の天然記念物の指定地内での標本採取等に対しては当然適応され、動物や植物の天然記念物の指定地内で行われる地質調査等でも、その動物の生息あるいは植物の生育に影響を及ぼすおそれがあるような場合には適応されることになる。

また、天然記念物には天然保護区域という指定がある。天然保護区域とは、保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域を指定した天然記念物である。天然保護区域において保存対象となるのは、生態系といってもよく、動物、植物、地質鉱物の全てと解釈されていることから、指定地域内での様々な行為が、許可を要する現状変更行為となるので注意して頂きたい。

現状変更許可申請の手順

1) 申請書の作成

申請書の記載事項は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」によって具体的に規定されている。

要は、当該天然記念物への影響の程度を判断するための資料であるから、申請者は行為の内容をできるだけ具体的に記載するように心がければよい。行為の内容が具体的に把握できる申請書は、間違いなく処理手続きに要する時間を短縮することを強調し

ておきたい。

以下に、通常、記載する項目を列記しておく。

- ①天然記念物又は特別天然記念物の種別と指定名称
- ②指定年月日
- ③天然記念物の所在地（地域を定めず指定されている場合は不要）
- ④管理団体の名称及び事務所の所在地（ない場合は不要）
- ⑤許可申請者の氏名及び住所（名称及び代表者の氏名、所在地）
- ⑥現状変更等の内容と実施の方法
- ⑦現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由（目的）
- ⑧現状変更行為により及ぼさるべき影響の評価
- ⑨着手及び終了の予定時期
- ⑩実施場所（できるだけ具体的に）
- ⑪施行者の氏名及び住所（現状変更に係る行為に従事する者。複数の場合はその全ての者について記す。）
- ⑫その他参考事項（他の法令に基づく許認可の申請状況など）

⑫のその他参考事項とは、申請書の記載内容を補足説明するためのもので、他の法令により許認可が必要となる場合には手続きの状況、添付資料のリストなどが記載事項となる。添付資料としては、学術研究の場合でいうなら、現状を変更することを必要とする理由を示す資料、調査を行う場所の地図、調査方法や試料採取等に関する具体的な説明、申請者の関連テーマに関する既発表論文などである。申請者が学部学生であったり、大学院生である場合には、指導教官による紹介状も添付書類として必要となる。

ところで、申請書の様式は決められていないが、B5判、縦長横書きが原則である。都道府県教育委員会によっては、現状変更許可申請用紙を備えているところがあるから、申請にあたって提出先となる都道府県の担当課(第1表)に問い合わせるとよい。

また、個人の申請は文化財保護法第80条第1項の規定に基づいたものであるが、国の機関として現状変更を行おうとする場合には、第91条による協議となるので、文書作成に注意を要する。

2) 申請書の提出先と必要部数

作成された申請書は、現状変更行為を実施しよう

第1表 都道府県天然記念物担当課連絡先

県名	課名	電話番号
北海道	文化課	011-231-4111(代)
青森	文化課	0177-22-1111(代)
岩手	文化課	0196-51-3111(代)
宮城	文化財保護課	022-263-2111(代)
秋田	文化課	0188-60-3194
山形	文化課	0236-30-2881
福島	文化課	0245-21-1111(代)
茨城	文化課	0292-21-8111(代)
栃木	文化課	0286-23-3424
群馬	文化財保護課	0272-23-1111(代)
埼玉	文化財保護課	0488-24-2111(代)
千葉	文化課	0472-23-4082
東京	文化課	03-5320-6862
神奈川	文化財保護課	045-201-1111(代)
新潟	文化行政課	025-285-9286
富山	文化課	0764-31-4111(代)
石川	文化課	0762-61-1111(代)
福井	文化課	0776-21-1111(代)
山梨	文化課	0552-37-1111(代)
長野	文化課	0262-32-0111(代)
岐阜	文化課	0582-72-1111(代)
静岡	文化課	0542-21-3183
愛知	文化財課	052-961-2111(代)
三重	文化課	0592-24-2987
滋賀	文化財保護課	0775-24-1121(代)
京都	文化財保護課	075-451-8111(代)
大阪	文化財保護課	06-941-0351(代)
兵庫	社教文化財課	078-341-7711(代)
奈良	文化財保存課	0742-22-1101(代)
和歌山	文化財課	0734-32-4111(代)
鳥取	文化課	0857-26-7111(代)
島根	文化課	0852-22-5111(代)
岡山	文化課	0862-24-2111(代)
広島	文化課	082-228-2111(代)
山口	文化課	0839-22-3111(代)
徳島	文化課	0886-21-3160
香川	文化行政課	0878-31-1111(代)
愛媛	文化財保護課	0899-41-2111(代)
高知	文化振興課	0888-21-4761
福岡	文化課	092-651-1111(代)
佐賀	文化財課	0952-24-2111(代)
長崎	文化課	0958-24-1111(代)
熊本	文化課	096-383-1111(代)
大分	文化課	0975-36-1111(代)
宮崎	文化課	0985-24-1111(代)
鹿児島	文化課	0992-26-8111(代)
沖縄	文化課	0988-66-2731

とする都道府県の教育委員会を經由して文化庁に提出されなければならないことになっている。第1表にある担当課がその窓口になる。申請書を受け付けた都道府県教育委員会は、現状変更や保存に影響を及ぼす行為の内容に対して意見を付したうえで文化庁長官宛進達することになっている。ただし、地域を定めて指定された天然記念物には、地方自治体を管理団体としているものがあるので、その場合には申請書を当該地方自治体の教育委員会に提出しなければならない。管理団体である自治体は申請された現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して意見を付して都道府県教育委員会を經由して文化庁長官宛進達することになる。

申請書の提出部数は、提出先が都道府県の場合は2部、市町村の場合は3部を必要とする。

3) 申請書の提出時期

申請書が都道府県又は市町村及び都道府県を經由して文化庁に届くには、それなりの時間を要することになる。文化庁では、申請内容を審査し所定の手続きを了え、許可書を申請者宛に交付することになるが、經由機関を経ることになるので、その間に要する時間がさらに必要となる。

これらの過程に要する日数は、申請内容によって異なるので、一概にはいえない。しかし、通常は1~2カ月であるから、行為の開始予定日の1~2カ月前には申請書を提出しておかねばならないことになる。調査計画等ができた段階で早めに提出するのが無難であろう。

4) 調査・研究終了後の義務

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」は、許可

を得た現状変更行為を着手もしくは終了したときは、速やかにその旨を文化庁長官に報告することを許可を受けた者に義務づけている。

学術上の調査研究では、調査研究の方法を記載した上で論文や報告書を公表するのが普通であるので、これらの印刷物をもって終了報告とみなすのが通例である。現状変更もしくは保存に影響を及ぼす行為に対し許可を受けた場合においても、刊行した論文や報告書の提出が義務づけられていることに留意すべきである。この場合の提出先は許可申請書を提出した都道府県又は市町村の教育委員会である。

文化財としての天然記念物とその指定地内で行われる現状変更行為とそれを行なおうとする場合の手続きについて簡単に記述させて頂いた。文化財保護法の主旨をご理解頂き、天然記念物の保全へのご協力をお願いする次第である。

今回の紹介の機会を与えて頂いた通産省工業技術院長石原舜三氏および地質調査所佐藤興平氏にお礼申し上げます。

参考文献

- 自然保護年鑑 (1988) : 自然保護年鑑 2 (平成 1・2 年度版). 125-133, 日正社.
 花井正光・池田啓 (1988) : 野生鳥獣の捕獲と関連法令上の手続きについて. 哺乳類科学 28(2), 27-38.
 文化庁編 (1989) : 史跡名勝天然記念物指定目録. 第一法規出版, 369p.

KATSURA Yuzo (1992): Natural monuments-cultural properties.

〈受付：1992年5月31日〉